3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒135―8615 東京都江東区青海２－７－11 東京税関総務部会計課庁務係　梯　　正貴 電話03―3599―6237
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成26年３月11日午後５時00分
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成26年３月12日午前10時00分　東京港湾合同庁舎７階入札室
4　電子入札システムの利用
本件は、財務省電子入札システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。
ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。
5　その他
⑴　入札、契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す証明書等を作成し、受領期限までに提出すること。提出された証明書等を支出負担行為担当官において確認及び審査の上、資格を認められた者に限り、入札の対象とする。なお、提出した証明書等について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札書に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第85条による基準を適用するので入札執行責任者は入札の結果を留保する場合がある。この場合、入札参加者は当関の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。また、調査の結果によっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者であっても落札者とならないことがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Nobuyuki Uda, director of the Coordination Division, Tokyo Customs.
⑵　Classification of the services to be procured : 75
⑶　Nature and quantity of the services : Cleaning service of governmental area in Haneda Airport, 1 Set.
⑷　Fulfillment period : From 1 April 2014 through 31 March 2015
⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons with in the said clause.
②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade “A or B in the Management and Maintenance of building” in terms of the qualification for participating in tenders by the Kanto・Koshinetsu area related to the Ministry of Finance in the fiscal years 2013, 2014 and 2015 (Single qualification for every ministry and agency)
④　Have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials incharge of disbursement of procuring entity)
⑤　Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
⑥　A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.
⑺　Time limit for tender : 5 : 00 P.M. 11 March 2014
⑻　This case is executed with the electronic bidding system. Submitting tender documents with paper is also acceptable.
⑼　Contact point for the notice : Masaki Kakehashi, Accounting Section, Accounting Division, Tokyo Customs, 2―7―11 Aomi Kotoku, Tokyo 135―8615 Japan TEL 03―3599―6237

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年１月16日
支出負担行為担当官
文化庁次長　河村　潤子
◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13
○第32号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　53
⑵　購入等件名及び数量
乗用自動車（ハイヤー）専属雇上げ　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成26年４月１日から平成27年３月31日
⑸　履行場所　文化庁
⑹　入札方法　仕様書別紙予定数量の項目毎に単価を乗じた額の全項目総価額にて行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成26年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
⑶　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑷　支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒100―8959 東京都千代田区霞が関３－２－２　文化庁長官官房政策課会計室用度係　桐島　　孝　電話03―5253―4111　内線2817
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成26年１月21日16時00分　文化庁入札室
⑷　入札書の受領期限　平成26年３月10日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成26年３月12日16時00分　文化庁入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した特定役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。